平成 22 年度税制改正 (租税特別措置) 見直し事項 (廃止・縮減)

(農林水産省)

	(成447)/注目/
制度名	農地保有合理化法人が農用地を取得した場合等の所有権の移転登記の 税率の軽減
税目(条文番号)	登録免許税(措法第76条第1項及び第2項)
見	本措置は、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化事業を行う 法人(以下、「合理化法人等」という。)が、農地保有合理化事業又
直	は農地利用集積円滑化事業のうち農地売買等事業の実施により、農用 地区域内の農用地の買入れをした場合に、所有権の移転登記の税率を 軽減 (20/1,000→8/1,000) する措置であり、適用期限を2年延長す
L	ることを要望していたものであるが、見直しによって、要望を行わな いこととした。
Ø	
内	
容	増収見込額 +26百万円 (平年度)
	本措置は、合理化法人等による農地の取得費用を軽減し、合理化法人等による農地の取得費用を軽減し、合理化法人等から農地を取得する。の言葉伝教会の転嫁を軽減すること
廃	人等から農地を取得する農業者への売買価格への転嫁を軽減すること で、農地の利用集積を促進するものであるが、減税見込額が少額であることといら、廃止することとした。
止	なお、本措置は廃止することとするが、合理化法人等の業務を効率 化させることで、課税額の転嫁によって、農地を取得する農業者の負
又	担が増加することのないよう対応する予定である。
は	
縮	
減	
Ø	
理	
曲	